

## 第254回鳥取県内水面漁場管理委員会

- 1 日 時 平成25年5月9日（木）午前10時00分から
- 2 場 所 鳥取県倉吉市駄経寺町 187-1  
倉吉交流プラザ 2階 生涯学習センター 第1研修室
- 3 出席者 委 員：足立委員、小林功委員、佐藤委員、小谷委員〔会長〕、水谷委員、川原委員、桐原委員、番原委員  
事務局：岸本事務局長、宮永次長、松原書記  
鳥取県：水産課 清家漁業調整担当係長、鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室福井室長
- 4 傍聴者 無し
- 5 議事
  - (1) 漁業権免許一斉切替えに係る漁場計画（案）について（諮問）
  - (2) 公聴会の開催計画について（協議事項）
  - (3) あゆの採捕禁止に関する指示について（協議事項）
  - (4) 千代川大口堰周辺区域における水産動植物の採捕禁止に係る指示について（協議事項）
  - (5) その他

### <議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による開会の挨拶に続き、議事録署名委員を足立委員及び小林委員に指名した後、議事に入った。

**議事（1）漁業権免許一斉切替えに係る漁場計画（案）について（諮問）**について水産課から資料1に基づき説明が行われた。

〔小谷会長〕

今までの検討から追加部分についての説明がありましたけれども、全般、あるいは今の説明等に関して、ご意見ありませんでしょうか、ご質問等。

〔佐藤委員〕

湖山池に関してですけれども、これも省略してというような。

〔清家係長〕

漁業者、話をしたところとなると、漁業者さんのほうです。

〔佐藤委員〕

そうですか。だいたい下積みのような格好で話をされてますでしょうか。

〔清家係長〕

話はしたんですけども、ちょっと納得いかないというようなお考えをお持ちであるということは、聞いてます。

〔佐藤委員〕

私も漁業者なんですけども、この会は漁場管理委員会という会なんですけど、その中で私も漁場者として代表として出させていただいてるので、この文面を見てみますと、データといっても退屈なもんなんですよ。よく分かりますけれども、やはりその例えば、今言われています例えばカラス貝が死んだとか、そのカラス貝にタナゴが付いたりとか、いろんなことするわけですけども、そういう例えばその一つは、その漁業者のほうのデータ、もう一つは例えばそういうものが死んでいく、両方のデータを多分を取っていかれると思うんですけども、我々中立な立場で、管理委員会ですからおらないけんですけども、漁業者側の代表として今は言わせていただきますと、やはりこれから先、湖山池の漁業者がですね、安心して安定的な漁獲量といいますか、そういうものがやはりとれる体制っていうものをやっぱり考えていただきたいなという具合に思ったものですから、この、ちょっとこの辺がちょっとあれだなあという具合に私個人的に言いますと、気が付きましたものですから、ちょっと質問をさせていただきました。ちょっと、言い方がちょっとうまい具合に伝わらんかもしれませんが、以上です。

〔小谷会長〕

何かありますか。

〔岸本事務局長〕

水産庁のほうもですね、この漁業権の設定にあたって、公益というもののバランスというのがですね、とっても配慮するようになっていうふうなことが、水産庁も言ってますね、本当の公益のほうももう最優先の時にも、場合によっては漁業権を設定しないというふうなこともですね、あり得るといったようなことまで記述があるんですけども、今回、当然漁業権は設定するんですけども、一応こういう条件の中で、こういう文言を入れさせていただくということになったということですのでですね。決して私どもも漁業者の皆さんと喧嘩しようとかですね、当然そういう気持ちはないんですけども、やはり皆さんが、ちょっと生活のほうの話もしましたけれども、アンケートとかですね、そういったようなことで、県民や市民の思いを実現しなきゃいけないというふうな、そういう立場でもありますので、漁業者の皆さんといいますか、漁業権者の

方々との協力を得ながら、こういう水門操作をしていかなきゃいけないなというところが背景にあるというところがございます。当然、私ども県としては、諮問をする立場でございますので、諮問させていただいたことに対して、また答申をいただくという立場でございますので、しっかりその辺は皆さんで、ご審議をいただきたいなという思いでございます。

〔佐藤委員〕

漁業者としては、ちょっとなかなかのみづらいというような、この文面を見ますとね、私はとりましたもので、その辺は一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔松沢水産振興局長〕

ちょっと、すみません。21日に、この後の議案になりますけれども、この委員会で主催していただく公聴会があるんですけれども、この公聴会に多分、湖山池漁協の関係者が来られて、こういう免許にあたっての条件、この条件については、あえて言うというような、趣旨の公述をされると思うんです。それで、ちょっとこの事務局の対応がね、非常に問題になる論点の割には、口頭でただらだら、ただらだら説明して大変申し訳ないなと思ってまして、本来であれば、関連資料を用意して詳細にこの免許条件を付加するに至った経緯とかですね、背景とかいろいろ湖山池のビジョン等、あちこちの面からとかですね、そういうものを少し詳細に説明する必要があったんですけれども、何かただらだらと口頭説明で大変申し訳ないと思っています。特に、この委員会が主催する公聴会で、とりわけ漁業協同組合側からのですね、かなり言い方が、うまい言い方が分かりませんが、強い主張、強い反対主張があったわけだというふうに思っておりまして、そういうことを踏まえた上で、当委員会に私どもが本日諮問させていただいてる漁場計画案について、委員会としてご判断いただかなきゃいけないと、こういうことにまず間違いなくと思うんです。

それで、要はですね、東郷湖並みというふうに申し上げたのは、今までは農業用水として使っていくということで、非常に、とりわけ稲作の水として湖山池の水を利用していくんだっていう話があって、どんどん、どんどん塩分濃度が下がって行って、それは水門を閉めるということです。その湖内の環境も悪くなり、というようなことでありまして、やっぱり農業のほうには、それなりの対策を取って、簡単に言うと止めていただいたということなんですけど、兼用するというのが、ちょっと言葉が専門的な用語としては間違っているかもしれないです。稲作を止めて、止めるという方向で調整をつけたと。湖内の、一言で言うと生態系の豊かな水域を目指そうということで、かなりスタンスが変わってきたんです。ただ問題は、やはり塩分を入れるということについての合意がありまして、2,000から5,000という範囲内、2,000ppmから5,000ppmの範囲内にとどめるということに対して、漁協の皆さんは必ずしも、それを良しとしない。それを実現するためには、水門を閉めるということについて非常に危惧されている。重大な懸念があるというふうなところがありまして。それで一言で言うと、水門操作をめぐる立場の違いということが、今日現在ですね、同意されているわけではない。したがって、5月21日に設けていただいていますけれども、公聴会には出席をされて、この免許条件に対して、一定の反対の立場での意見陳述

をされるということです。もちろん、この条件を付けるに至った経緯からみますと、同様に河川管理者になると思いますけども、そのサイドからも公聴会に出席をされるそうです。その立場から意見を言われるということになると思うので、当委員会としては大変ご苦勞でございますけども、双方の意見を聞かれて、当委員会としての考え方を基に諮問案に対するご意見を、ということになります。

それと今日はですね、ちょっと私も予想外だったんで、大変申し訳なかったんですけども、私の休暇明けということもあったんでございますけれども、十分準備がないので、一体全体当委員会としてどういうふうに判断したらいいのかと。佐藤委員は漁業者の代表というものの立場になるわけで、それはどういうふうに当委員会で判断したらいいのか。非常に心もとないと、ひよっとしたら思っておられるかもしれないので、どうしますかね。あれ、どんな日程になるのかな、21日は。公聴会があったら即、委員会に。

〔松原書記〕

はい。即、委員会です。

〔松沢水産振興局長〕

ちょっとうちの不手際ですね。21日の当日の、公聴会の当日に双方の立場を代表する者が出て来て、当委員会に対して公述をして、公聴会が終わったら即委員会を開いてこの諮問案に対する可否を決定してもらおうと、こういう具合になるんですけども。今のところでいくと、話をきいてみて判断するということになるんですね。少し説明が弱いというか、ともかく資料もないので、申し訳ないなと思っています。

〔小谷会長〕

公聴会をやりますが。それぞれに意見陳述がありますよね。最終的にこの計画を、案をとって計画として告示していくということになるんだろうと思うんですけども、その意見陳述に対する回答というか、そういう意見があったけれども、こういうことで決定をさしてもらいましたよっというような、そういうような流れっていうのは別にないわけですか。必要ないわけですか。

〔松沢水産振興局長〕

公述をされた方に対するという形は、それはないです。

〔小谷会長〕

ないですか。

〔松沢水産振興局長〕

佐藤委員がおっしゃるのはね、よく分かるんで、佐藤委員の立場からすると、湖山池漁協の肩を持ちたいとかっていう意味でおっしゃっているわけじゃなくて、もう少し一体全体どういうことかいなあということ、まだ、よく分からんなあということ、そういう趣旨で質問されたと思

うんで、要は説明が足りないということですよ。

〔佐藤委員〕

ええ、局長から今ですね、補足があったわけですけども、前回こういう話は全然なしに、ほんとこれをして、おまえらどうかいなと言われても、なかなか分からないですよ。私も何回も言うんですけど、その立場上でものを言わしてもらって、やっぱし、なかなかこれは納得できない文面ですから、ちょっと言わせていただきました。

〔松沢水産振興局長〕

だからたぶんね、私の予想を言ってもしょうがないんだけど、湖山池漁協の組合長さんのほうからの話を聞くと、もっとそういうふうに思われると思いますよ、佐藤委員が、今以上に。だから、そこはいろんな意見が、その立場から生じてる話なので、この委員会を構成していただいている委員各位において、やっぱり思いが違う可能性はある。ただ、一言申し上げておきたいのは、この資料がないんですけど、漁業権の免許にあたっての基本的なスタンスは漁業調整というような問題が発生しないように、公益に支障を及ぼさないということが前提にあり、かつ漁業権を免許して、その漁業生産の維持・発展させるということが必要だと思う。知事その漁場計画を立てなきゃいけないという法律の規定になっており、知事許可漁業と大きく違うのが、その公益という観点で漁場計画を考えろというのが法律事項になっています。だから、さっき水産課長が説明しましたが、場合によっては漁業権を設定すること自体が適当でないという判断があるかもしれないけど、ここはですね、やっぱり湖山池の水域の発展を図るというのは、漁業の発展というふうに考えてもいい部分は非常に大きい。例えば、しじみなんかに期待されてるというね、こともあるんで、そこを切って捨てるというのは、鳥取県政としても非常に本意ではないということなので、一定の条件は付けるけども、漁協に管理をいただくことで、湖山池の水域としての効用を高めてもらおうというのが趣旨なので、そこを考えると、ある一方は公益を代表する形で、もう一方は漁業政策を代表する形での意見が、たぶん21日は、一応ぶつかるという格好になるだろうというようなことです。

補足で説明させてもらおうかな、この問題について。もう委員会出来ないかもしれんけど、つまりちょっと突然ね、今まで聞いてなかったような話がぼおんと今日出てきて、これで諮問案だつて言われるっちゃうのは、僕が委員の立場でもそういうふうに思うんで、もう少し詳細な説明をさせていただく機会を持ちますよ、21日までですね。委員会という形でやるかどうかはちょっと別にして。はい。ちょっと資料も何もなくて、この条件を付けますっちゃうのは、ちょっといかにも乱暴だと思うんで、大変申し訳ないと思っています。もう少しこう詳細な説明をさせていただくように。

〔佐藤委員〕

何か、この落ち着かんような感じで、ほんと。いや、というようなものの言い方に取りましたものですから、ごめんなさい。事務局さん。責めるとかそんなことは全然俺、こんな気性だけない

けんね。ただ、俺は本当にそう思っただけで、漁業者の代表として出とるわけで、この文面を見た限りには、納得はできんな、ちゅうことですよ、要は。

〔松沢水産振興局長〕

ちょっと先に進めんと、会長もお困りだろうと思うんで、きちとこう、この問題についてのもう少し詳細な説明をさせていただく機会を持ちますので。一応、これはこれで、こういう条件案をとにかく諮問案と、趣向は、受ける側の諮問案として、これを付けたいということ、そこは明確に意思表示しているので、それは一応今日は、諮問案として受け取っていただいて、その内容なり理由なり背景なり経過なりを、もう少し資料で説明させていただく機会を改めてとらせていただくということで、よろしくをお願いします。

〔小谷会長〕

ということですが、皆さん、どうですか。

〔川原委員〕

それで、そのデータをどのように使って、今後どういう展望で進めていくのかっていうことがあれば話が分かってくると思うんですけども。

〔小谷会長〕

一応それなりの説明資料なりをいただいて、その上で、21日の公聴会に臨んで、意見陳述を受け止めて、その後で委員会としての判断をするということですね。よろしいですか。はい。じゃあ、この件については、そういうことで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、次の議題に移りたいと思います。公聴会の開催計画についてということで、説明をお願いします。

**議事（2）公聴会の開催計画について（協議事項）について水産課から資料2に基づき説明が行われた。**

〔小谷会長〕

はい。公聴会に関する、それから開催要綱案、ならびに今後のスケジュール等について説明をしていただきましたが、何かご意見等はございますでしょうか。これは、分かったような確認ですけども、公聴会の中では、意見陳述は、こう、それぞれがされるけども、公聴会の中で、その出席者同士が意見のやり取りをするというようなことは基本ない。

〔松原書記〕

ないですね、はい。

〔小谷会長〕

ですから、聴き取りという、あくまでそういう形を通すということですね。

〔松原書記〕

はい。

〔小谷会長〕

いかがですか。よろしいでしょうか。それでは、異議がないようですので、案のとおり、公聴会を開催するということで、告示を行うということにしたいと思います。

原案のとおり、公聴会を開催し告示する旨が決議された。

議事（3）あゆの採捕禁止に関する指示について（協議事項）について水産課から資料3に基づき説明が行われた。

〔小谷会長〕

今、説明がございました。何か意見等ございますか。

〔佐藤委員〕

ありません。良いことだと思います。

〔小谷会長〕

よろしいですか。案のとおり指示をすることにしたいと思います。

原案のとおり、指示する旨が決議された。

議事（4）千代川大口堰周辺区域における水産動植物の採捕禁止に係る指示について（協議事項）について水産課から資料4に基づき説明が行われた。

〔小谷会長〕

はい。説明がありましたが、ご意見等ございましたらお願いします。

〔佐藤委員〕

2、3質問します。この潜水調査をされたのは、22年なんですか。

〔福井栽培漁業センター養殖・漁場環境室長〕

はい。

〔佐藤委員〕

22年。はい、分かりました。そうすると、この、だいたい非常に少ないように私は感じましたが、この例えば、5月21日と31日の潜水調査のときの水温と、それから時間。これによって、非常に異なってくると私は考えておりますけれども、その辺が分かりましたら、お願いできませんでしょうか。

〔福井栽培漁業センター養殖・漁場環境室長〕

すいません。水温と時間はですね、午後調査しております。水温につきましては。

〔佐藤委員〕

午後の何時ごろですか。

〔福井栽培漁業センター養殖・漁場環境室長〕

午後2時くらいです。あと水温につきましては、ちょっと今ここにデータがありませんので、ちょっとまた確認して連絡をさせてもらいたいと思います。

〔佐藤委員〕

これ福井さん、こういうもの見ても分からん。

俺も同じことをやっとして、あんたが見とって分かるとるんだけど、発信者は分かるのだけど、表のことになると全然分かんない、他の人は。全く分からない。ええ、本当に、福井さん。あんたはすごく賢くて分かっておるんだけど、やっぱりこういうのは相手にやっぱり分かるようにちょっと、少しでもやってもらったらなというのが、その僕もその、今日なんかも朝から、8時から5時まで、ずっと調査させてるんです理事に。何匹1時間にあがるか。そうすると時間帯と水温ですごく違うんです。このデータ見れば何かもうとにかくびっくりするぐらい少ないです。本当にこれ、福井さん、潜水調査しとるわけじゃ、僕はですよ。すいません。しておられるのですけれども、感じにとれます。それでこの委員さんも、ほとんど分からんと思うんですよ。ということで、一つこういうデータがある時には、その時間帯とか温度とかをですね、明確にしていただきましたら、我々受ける側、ぴっとくると思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

〔水谷委員〕

ちょっとお聞きしたいのですけれども、ちょっと重複する面もあるんですが、この調査の時はこれは下流側のみを調査されているんですか。

〔福井栽培漁業センター養殖・漁場環境室長〕

22年はそうですね、はい。

〔水谷委員〕

今度上流側を見られたのは、降下の時期だった。

〔福井栽培漁業センター養殖・漁場環境室長〕

24年。

〔水谷委員〕

24年。できれば本当いうと、同じ時にその上と下を見てもらっているほうが、実際の遡上の遡上数というかね、そういったかげんっていうのも見えてくるとは思うのです。これだけ見ていると、下だけ見ている形しか出ていないので、今現在。22年と24年と年が分かれていますよね。その年によってやっぱり入ってるあゆの量も変わりますので、そこは。

〔福井栽培漁業センター養殖・漁場環境室長〕

ちょっと待ってください。あゆの遡上時期が、4月、5月ですよね。それで阻害が出るのはその時期だけで、上はまったく影響がございませんですね。

〔水谷委員〕

影響がないというのは、そのかみには、まったくあゆはいないということですか。

〔福井栽培漁業センター養殖・漁場環境室長〕

いや、おるのですけど、降下につきましては、その影響を見るためには、同じ年でもなんですけど、降下をする前の状況を見ますよね。それでそれを見ることによって、その年ごとの変動っていうのは、ある程度把握できると思うんです。それと、降下時期の状況の比較で、阻害しているかどうかという判断は可能ではないのかなというふうに考えているところなんですけど。

〔小谷会長〕

内容がね、水谷さん、採捕の禁止という形が焦点なので、堰の下の採捕の禁止ということですから、それのための調査ということで、堰の下だけの内容がここに出ていると。そのかみというのは、これちょっと違うんです。

〔福井栽培漁業センター養殖・漁場環境室長〕

ちょっとまた追加案件で、またちょっと、また、いただきたいと思います。

〔松原書記〕

また調査が必要であれば、追加の調査なり、水産庁からもかなりたぶん協議に入った段階でも指摘があって、また調査なんかも必要になるとは思っています。

〔水谷委員〕

どれだけ上がってきて、そのなかでどれだけがそこに溜まっているのかとかね。そういう極端な話、何割がそこにいるのかとかっていうのが出てくると思うんです、たぶん聞かれるのは水産庁のほうで。それが、それだけ阻害されるのであれば、おそらくそれは、他に浮かべなきゃいけないとかって、固まっている。そこにしか、そこに固まってしまう。そこを例えば投網なり何なりやったら、一網打尽という形になる。それを止めるっていう、それを止めさせるということだとは思いますが、ただそこがちょっと、たぶんその辺も全体数っていうか、だいたいはあると思うので。

〔福井栽培漁業センター養殖・漁場環境室長〕

確かにあるんです。はい。遡上に関しまして、本当に阻害がどの程度全体であるかっていう、そういう視点でも調査は確かにこれは抜けております。

〔水谷委員〕

ですね。そこがちょっと、私はちょっとそこも実際には影響してくるのかな。その水産庁の許可を取るには、それが必要になってくるのかなというのは、今ちょっとあったので、ちょっとお聞きしたんです。

〔小谷会長〕

たくさん上がっていればね、それは問題ないという。

〔水谷委員〕

そうですね。それでもその中の1割にいくか、いかんかが溜まってるといっているのであればそうだけでも、それ以上8割方、9割方がそこに溜まるのであればっていうのと、そこで水産庁さんがどういうふうに許可してくれるかって全部変わってくると思うので、その辺も。私たちはもうちょっとある程度水温なり気温なり、あるいは天気なり、くもりと晴れでも。佐藤委員さん、すみません。くもり、晴れでも全然違いますよね、やっぱり。雨が降るまでは、どうかはあれですけど。そういった点っていうのもあるんですけれども、全体でみるとそこも必要かなってのもちょっとあったので、お聞きした次第です、すみません。

〔松原書記〕

では、センターのほうと協議しながらデータをちょっと見直してですね、また必要な調査があれば必要な調査をして、また委員会に、またご相談しながら、それからまた水産庁の協議に入ろうかと思っておりますので、今回、指示をさせていただけたらと思います。

〔小谷会長〕

その他ございませんか。いいですか。

それでは、水産庁との協議の中でのデータの取り方等々の話もありましたけども、この指示については了解いただけたということで、このとおりに指示することにしたいと思います。

原案のとおり、指示する旨が決議された。

会長のあいさつをもって、第254回委員会は閉会した。

この議事録の真実を期するため、議長及び議事録署名委員をして記名、押印させる。

平成25年5月9日

議長 会長

署名委員

署名委員